

高知大学学則（案）

平成 20 年 3 月 26 日
規 則 第 74 号

最終改正 令和 年 月 日規則第 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 通則

第 1 節 学年、学期及び休業日（第 2 条－第 4 条）

第 2 節 収容定員等（第 5 条）

第 3 節 入学及び入学手続等（第 6 条－第 9 条）

第 4 節 休学、復学、退学、転学、留学、除籍及び再入学（第 10 条－第 17 条）

第 5 節 教育職員免許状（第 18 条）

第 6 節 賞罰（第 19 条・第 20 条）

第 7 節 研究生、特別研究学生、科目等履修生及び特別聴講学生（第 21 条－第 24 条）

第 8 節 外国人留学生（第 25 条）

第 9 節 長期履修学生（第 26 条）

第 3 章 学部

第 1 節 目的の公表（第 27 条）

第 2 節 修業年限及び在学期間（第 28 条－第 30 条）

第 3 節 入学及び編入学等（第 31 条－第 34 条）

第 4 節 教育課程及び履修方法（第 35 条－第 51 条）

第 5 節 卒業及び学位の授与（第 52 条－第 54 条）

第 4 章 大学院

第 1 節 目的の公表（第 55 条）

第 2 節 標準修業年限及び在学期間（第 56 条・第 57 条）

第 3 節 入学及び編入学等（第 58 条－第 61 条）

第 4 節 教育課程（第 62 条－第 72 条）

第 5 節 課程の修了及び学位の授与（第 73 条－第 76 条）

第 5 章 検定料、入学料及び授業料（第 77 条－第 81 条）

第 6 章 寄宿舍、学生会館及び国際交流会館（第 82 条－第 84 条）

第 7 章 特別の課程（第 84 条の 2）

第8章 雑則（第85条）

附則

第1章 総 則

（目的）

第1条 高知大学（以下「本学」という。）の学部においては、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）の趣旨に則り、学術の中心として広く知識を授けるとともに深く学芸を教授研究し、知的、道德的及び応用的能力を展開させることを目的とし、次の理念を掲げる。

- （1） 広範な教養と高度な専門知識・技術に裏づけられた創造的探究心と豊かな人間性を培い、人類の健全な発展に積極的に貢献する人材を育成する。
- （2） 諸科学の基礎と応用について学際協力と国際協力の下に、創造的独創的研究を行い、学術文化の進展に寄与する。
- （3） 教育研究の成果を通して、世界の文化と人類福祉の向上に貢献する。また、地域社会の振興、教育と文化の向上及び福祉の増進に努める。

2 本学大学院においては、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、諸学術の進歩と人類福祉の向上に寄与すること、及び高度の専門性が求められる職業を担うために深い学識と卓越した能力を培い、文化の進展と社会の発展に貢献することを目的とする。

第2章 通 則

第1節 学年、学期及び休業日

（学年）

第2条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（学期）

第3条 学年を分けて、次の2学期とする。

第1学期 4月1日から9月30日まで

第2学期 10月1日から翌年3月31日まで

（休業日）

第4条 学年中の休業日は、次のとおりとする。

- （1） 日曜日及び土曜日
- （2） 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- （3） 創立記念日 10月1日

- (4) 夏季休業日
- (5) 冬季休業日
- (6) 学年末休業日

2 前項第4号から第6号までに規定する休業日については、当該年度の前年度末までに、学年暦として学長が別に定める。

3 前2項の規定にかかわらず、学長が必要と認めるときは、休業日を変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

第2節 収容定員等

(収容定員等)

第5条 本学学部の収容定員等は、別表第1のとおりとする。

2 本学大学院の収容定員等は、別表第2のとおりとする。

第3節 入学及び入学手続等

(入学の時期)

第6条 入学の時期は、学年の初めとする。ただし、学年の途中においても、学期の初めに学生を入学させることができる。

(入学志願の手続)

第7条 入学志願者は、入学願書に所定の書類及び検定料を添えて、所定の期間に本学に提出しなければならない。

(入学者選抜)

第8条 学長は、入学志願者に対して選抜を行い、学部にあつては学部教授会、大学院にあつては研究科委員会（以下この章において「学部教授会等」という。）の議を経て、合格者を決定する。

2 前項の選抜に関しては、別に定める。

(入学の許可)

第9条 入学者の選抜に合格した者は、所定の期日までに、入学料を納付し（入学料の免除又は徴収猶予の申請をした者を除く。）、別に定める書類を提出しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者（入学料の免除又は徴収猶予の申請をした者を含む。）に入学を許可する。

第4節 休学、復学、退学、転学、留学、除籍及び再入学

(休学)

第10条 病気その他の理由により3か月以上修学を中断しようとする者は、医師の診断書

又は理由書を添えて学長に休学願を提出し、その許可を受けて休学することができるものとする。

2 休学の許可は、学部教授会等の議を経て、学長が行うものとする。

3 休学は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別の理由のある者には、更に引き続き1年を限度として休学を許可することがある。この場合、博士課程医学専攻の学生については、2年を限度とする。

4 学長は、病気その他の理由により、修学することが適当でないと認める学生に対しては、学部教授会等の議を経て、期間を定めて休学を命ずることができる。

(休学期間)

第11条 休学期間は、通算して次の各号に定める年限を超えることができない。

(1) 学部 4年

ただし、医学部においては、通算して3年を超えることができない。

(2) 大学院

修士課程 2年

専門職学位課程 2年

博士課程（医学専攻を除く。） 3年

博士課程医学専攻 4年

ただし、第56条第2項に規定する場合においては、休学期間の年限を、当該標準修業年限と同じ年限とする。

2 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第12条 学生は、休学期間が満了したとき、又は休学期間中にその理由が消滅したときは、学長に復学願を提出し、学部教授会等の議を経て復学することができる。

2 前項の場合において、病気を理由とする休学のときは、医師の診断書を添えなければならない。

(退学)

第13条 学生は、退学しようとするときは、その理由を詳記し、学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、学部教授会等の議を経て行うものとする。

(転学)

第14条 学生は、他の大学又は大学院に転学しようとするときは、その理由を付し、学長

に願ひ出て、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、学部教授会等の議を経て行うものとする。

(留学)

第15条 学長は、本学において教育上有益と認めるときは、外国の大学、大学院又は研究所等（以下この条において「大学院等」という。）との協議に基づき、学生が当該大学又は大学院等に留学することを認めることができる。

2 前項による留学の期間は、在学期間に算入する。

3 留学により修得した単位の取扱いについては、第49条又は第65条の規定を適用する。

(除籍)

第16条 学長は、学生が次の各号の一に該当するときは、学部教授会等の議を経て、これを除籍する。

(1) 病気その他の理由により成業の見込みがないと認められる者

(2) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とした者又は一部免除若しくは徴収猶予を許可した者であつて、納付すべき入学料を納付しないもの

(3) 授業料又は寄宿料の納付を怠つたもの

(4) 所定の在学期間を超えたもの

(5) 休学期間を満了し、復学手続をしないもの

2 死亡又は行方不明の者は、届出によって除籍する。

3 学長は、第54条及び第76条の規定により学位の授与を受けた者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があつたときは、学部教授会等の議を経て、卒業又は修了（以下この項において「卒業等」という。）を取り消し、卒業等の日をもって除籍する。

(再入学)

第17条 学長は、願ひにより本学を退学した者又は除籍された者で再入学を志願するものがあるときは、学部教授会等の議を経て、相当年次に入学を許可することがある。

2 前項の規定により入学する場合は、第9条の規定を適用する。

第5節 教育職員免許状

(教育職員免許状)

第18条 学生が、教育職員免許状を取得するためには、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 本学において取得できる教育職員免許状の種類及び教科等は、学部にあつては別表第3、大学院にあつては別表第4のとおりとする。

第6節 賞 罰

(表彰)

第19条 学長は、学芸その他において特に卓越した業績をあげた学生があつたときは、審議の上、これを表彰することがある。

- 2 学生の表彰に関する事項は、別に定める。

(懲戒)

第20条 学長は、本学の秩序を乱し、又は学生の本分に反する行為のあつた学生に対しては、これを懲戒する。

- 2 懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

- 3 停学の期間は、第30条及び第57条に規定する在学期間に算入する。ただし、停学期間が通算して3か月以上にわたるときは、学部にあつては第52条、大学院にあつては第73条に規定する卒業又は修了要件の期間に算入しない。

- 4 前各項に規定するもののほか、学生の懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第7節 研究生、特別研究学生、科目等履修生及び特別聴講学生

(研究生)

第21条 学長は、本学において特定事項の研究を志願する者があるときは、学部教授会等の議を経て、研究生として入学を許可することがある。

- 2 研究生に関する事項は、別に定める。

(特別研究学生)

第22条 学長は、他の大学院又は外国の大学院若しくは国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の学生で、本学大学院において研究指導を受けることを志望する者があるときは、当該大学院との協議に基づき、特別研究学生として受入れを認めることがある。

- 2 特別研究学生に関する事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第23条 学長は、本学の学生以外の者で、本学の学部又は大学院が開設する一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、学部教授会等の議を経て、科目等

履修生として入学を許可することがある。

- 2 科目等履修生に関する事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第24条 学長は、本学において特定の授業科目又は特別の教育プログラムを履修することを希望する他の大学（短期大学を含む。）又は大学院の学生があるときは、学部教授会等の議を経て、特別聴講学生として受入れを許可することがある。

- 2 特別聴講学生に関する事項は、別に定める。

第8節 外国人留学生

(外国人留学生)

第25条 学長は、外国人で本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、学部教授会等の議を経て、外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 前項の規定により入学を許可された外国人留学生は、学部にあつては定員外とすることができる。

- 3 外国人留学生に関する事項は、別に定める。

第9節 長期履修学生

(長期履修学生)

第26条 本学は、学生が職業を有している等の事情により、学部の修業年限又は大学院の標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を卒業又は修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることがある。

- 2 前項の規定により大学院の標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを認められた者については、第57条の「2倍」を「3倍」と読み替えるものとする。

- 3 長期履修学生に関する事項は、別に定める。

第3章 学 部

第1節 目的の公表

(目的の公表)

第27条 本学は、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

第2節 修業年限及び在学期間

(修業年限)

第28条 本学学部の修業年限は、4年とする。

2 前項の規定にかかわらず、医学部医学科にあつては、6年とする。

(修業年限の通算)

第29条 本学学部において、科目等履修生として一定の単位を修得した後、学部に入学者が、第51条の規定により単位の認定を受け、学部の教育課程の一部を履修したと認められるときは、その単位数等に応じて、相当期間を学部の修業年限の2分の1を超えない範囲で、入学後の修業年限に通算することができる。

2 前項の修業年限の通算については、学部教授会において認定する。

(在学期間)

第30条 在学期間は、修業年限の2倍の年数を超えることができない。

2 医学部医学科の在学期間は、第1年次及び第2年次、第3年次及び第4年次並びに第5年次及び第6年次のそれぞれについて、通算して4年を超えることができない。ただし、特別の理由がある場合は、全年次を通算して在学期間12年を超えない範囲で期間の延長を認めることがある。

3 医学部看護学科の在学期間は、第1年次及び第2年次並びに第3年次及び第4年次のそれぞれについて、通算して4年を超えることができない。ただし、特別の理由がある場合は、全年次を通算して在学期間8年を超えない範囲で期間の延長を認めることがある。

4 第17条、第32条、第33条又は第33条の2の規定により、入学を許可された者の在学期間は、各学部の定めるところによる。

第3節 入学及び編入学等

(入学資格)

第31条 本学学部に入学者ができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣

が定める日以後に修了した者

- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣が行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの
(編入学及び転入学)

第32条 学長は、次の各号の一に該当する者で、本学学部編入学又は転入学を志願する者があるときは、別に定めるところにより、学部教授会の議を経て、相当年次に入学を許可することがある。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (4) 学校教育法第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者で、高等学校の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者
- (5) 学校教育法第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者で、専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者
- (6) 外国において、学校教育における14年以上の課程を修了した者
- (7) 大学を退学した者
- (8) 他の大学に在学中の者
- (9) その他前各号と同等以上の学力があると認められる者

2 前項の規定により入学する場合は、第9条の規定を適用する。

(第3年次編入学)

第33条 学長は、次の各号の一に該当する者で、人文社会科学部、理工学部又は農林海洋科学部の第3年次に編入学を志願する者があるときは、当該学部教授会の議を経て、入学を許可することがある。

- (1) 大学を卒業した者

- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
 - (3) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
 - (4) 他の大学に2年以上在学し62単位以上修得した者
 - (5) 学校教育法第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者で、高等学校の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者
 - (6) 学校教育法第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者で、専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者
 - (7) 外国において、学校教育における14年以上の課程を修了した者
 - (8) その他前各号と同等以上の学力があると認められる者
- 2 学長は、次の各号の一に該当する者で、医学部看護学科の第3年次に編入学を志願する者があるときは、学部教授会の議を経て、入学を許可することがある。
- (1) 短期大学の看護学科を卒業した者
 - (2) 前項第1号から第6号までに該当する者で、看護系の専修学校の専門課程を修了した者
 - (3) 学校教育法第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者で、高等学校の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすもので看護系の専攻科に限る。）を修了した者
 - (4) 学校教育法第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者で、専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすもので看護系の学科に限る。）を修了した者
 - (5) その他前各号と同等以上の学力があると認められる者
- 3 前2項の規定により入学する場合は、第9条の規定を適用する。
- （第2年次編入学）

第33条の2 学長は、次の各号の一に該当する者で、医学部医学科の第2年次に編入学を志願する者があるときは、学部教授会の議を経て、入学を許可することがある。

- (1) 大学を卒業した者（医学部医学科を卒業した者を除く。）
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (4) 他の大学に2年以上在学し62単位以上修得した者

- (5) 学校教育法第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者で、高等学校の専攻科の課程のうち文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者
- (6) 学校教育法第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者で、専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者
- (7) 外国において、学校教育における14年以上の課程を修了した者
- (8) その他前各号と同等以上の学力があると認められる者

2 前項の規定により入学する場合は、第9条の規定を適用する。

（転学部及び転学科等）

第34条 学長は、他の学部に移転することを志願する学生があるときは、学部教授会の議を経て、これを許可することがある。

2 前項の規定は、学部内で他の学科に移転することを志願する学生について準用する。

第4節 教育課程及び履修方法

（教育課程の編成方針）

第35条 本学は、学校教育法施行規則第165条の2第1項第1号及び第2号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設し、それぞれの有機的連携を保ちつつ、学部横断の統合的な教育課程を通して体系的に編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、学部等の専攻分野に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養^{かん}するよう適切に配慮するものとする。

3 本学は、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、第1項の規定にかかわらず、大学連携推進法人（国立大学法人高知大学が社員であるものであり、かつ、連携開設科目に係る業務を行うものに限る。）の社員が設置する他の大学、専門職大学又は短期大学が本学と連携して開設する授業科目（以下「連携開設科目」という。）を、本学が自ら開設したものとみなすことができる。

（教育課程の編成方法）

第36条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

（授業科目）

第37条 本学学部において開設する授業科目は、大学での学びかた科目、国際コミュニケーション科目及び数理・データサイエンス・AI科目（導入科目群）、生きる力を育む

科目及び視野を広げる科目（教養科目群）並びに専門科目のいずれかの教育科目に区分されるものとする。

- 2 前項の授業科目は、全学共通に履修させる授業科目（共通教育）及びそれぞれの学部において履修させる授業科目に区分して開設するものとする。
- 3 第1項の科目区分における開設授業科目、単位数、履修方法及び成績評価等について必要な事項は、それぞれの開設主体において別に定める。
- 4 各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の学長が別に定める者（以下「指導補助者」という。）に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、指導補助者に授業の一部を分担させることができる。

（開設主体）

第38条 前条第2項の授業科目のうち全学共通に履修させる授業科目は、全学教育機構が開設し、学部において履修させる授業科目は、それぞれの学部が開設するものとする。

（共通教育の実施）

第39条 本学の教員は、共通教育の実施・発展に努め、共通教育を担当する責任を負うものとする。

第40条 削除

（単位の計算方法）

第41条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準によるものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、別に定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目について、学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、別に単位数を定めることができる。

(授業の方法)

第42条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 文部科学大臣の定めるところにより、前項に規定する授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(成績評価基準の明示等)

第43条 本学学部は、学生に対して授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 学修の成績に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

(組織的な研修)

第44条 本学は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

- 2 本学学部は、学生に対する教育の充実を図るため、当該学部の授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。

(履修方法等)

第45条 学生の履修すべき授業科目・単位数及びその履修方法は、各学部の定めるところによる。

(単位の授与及び成績の評価)

第46条 授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の各学部が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。

- 2 試験の成績は、秀、優、良、可、不可の評語で表し、可以上を合格とする。ただし、必要と認める場合は、合格及び不合格の評語を用いることができる。

(履修科目の登録の上限)

第47条 学生（医学部の学生を除く。以下本条において同じ。）が卒業の要件として修得すべき単位数については、授業科目を適切に履修することができるようにするため、履修登録できる単位数について上限を定める。

- 2 次条から第50条までの規定により卒業の要件として履修する授業科目の単位数につい

ては、前項に定める上限単位数に含むものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、所定の単位を優秀な成績をもって修得した学生については、上限単位数を超えて授業科目の履修登録を認めることができる。

4 前3項に定める履修科目の登録の上限に関する事項は、別に定める。

(他の学部の授業科目の履修)

第48条 学生は、他の学部の授業科目を履修することができる。この場合においては、所属学部長を経て、当該学部長の許可を受けなければならない。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第49条 本学学部が教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学（留学しようとする外国の大学又は短期大学を含む。以下同じ。）との協議に基づき、学生が当該大学又は短期大学の授業科目を履修することを認めることができる。この場合においては、所属学部長を経て、学長の許可を受けなければならない。

2 本学学部が教育上有益と認めるときは、学生が休学中に他の大学又は短期大学の授業科目を履修することを認めることができる。

3 前2項の規定により履修した授業科目については、60単位（医学部にあっては、30単位）を超えない範囲で、学部において修得したものとみなし認定することができる。

4 第1項の規定による履修期間は、在学期間に含まれるものとする。

5 他の大学及び短期大学における授業科目の履修等の取扱いに関する事項は、別に定める。

(連携開設科目に係る単位の認定)

第49条の2 学生が他の大学、専門職大学又は短期大学において履修した連携開設科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

(大学以外の教育施設等における学修)

第50条 本学学部が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることのできる単位数は、第49条第2項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位（医学部にあっては、30単位）を超えないものとする。

3 大学以外の教育施設等における学修等の取扱いに関する事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第51条 本学学部が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、認定することができる。

2 学部が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、第32条に規定する編入学及び転入学、第33条に規定する第3年次編入学及び第33条の2に規定する第2年次編入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第49条第2項及び前条第2項の規定により、本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位（医学部にあっては、30単位）を超えないものとする。

4 入学前の既修得単位の認定等の取扱いに関する事項は、別に定める。

第5節 卒業及び学位の授与

(卒業)

第52条 学長は、第28条に規定する修業年限を満たし、所定の授業科目を履修してその単位を修得し、学部の定める卒業の資格を得た者には、学部教授会の議を経て、卒業を認定する。ただし、第42条第2項の授業方法により修得する単位は、60単位を限度とし、第49条の2の規定により修得したとみなすものとする単位は、30単位を超えないものとする。

(早期卒業)

第53条 学長は、前条及び第28条の規定にかかわらず、本学に3年以上在学した者が、卒業の要件として学部の定める単位を優秀な成績をもって修得したと認められる場合は、学部教授会の議を経て、早期卒業を認定することができる。

2 前項の規定は、医学部及び地域協働学部の学生には適用しない。

3 第1項の早期卒業に関する事項は、別に定める。

(学位の授与)

第54条 本学学部を卒業した者には、学士の学位を授与する。

2 学位の授与は、高知大学学位規則の定めるところによる。

第4章 大学院

第1節 目的の公表

(目的の公表)

第55条 本学大学院は、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

第2節 標準修業年限及び在学期間

(標準修業年限)

第56条 課程の標準修業年限は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 修士課程 2年
- (2) 専門職学位課程 2年
- (3) 博士課程(医学専攻を除く。) 3年
- (4) 博士課程医学専攻 4年

2 前項の規定にかかわらず、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、修士課程の標準修業年限を1年以上2年未満とすることができる。

(在学期間)

第57条 在学期間は、課程の標準修業年限の2倍の年数を超えることができない。

第3節 入学及び編入学等

(修士課程の入学資格)

第58条 修士課程(看護学専攻母子看護学分野・実践助産学課程を除く。)に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより、当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに

準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者

(7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(8) 文部科学大臣の指定した者

(9) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたものの

(10) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

(11) 本学大学院が、文部科学大臣の定めるところにより、大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であって、本学が定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの

2 修士課程看護学専攻母子看護学分野・実践助産学課程に入学することのできる者は、前項各号の一に該当する入学資格を有し、かつ、看護師資格を有する者又は看護師国家試験受験資格のある者とする。

(専門職学位課程の入学資格)

第58条の2 専門職学位課程に入学することのできる者は、前条第1項各号の一に該当する入学資格を有し、かつ、教育職員免許法に定める教諭の一種免許状又は専修免許状を有する者とする。

(博士課程の入学資格)

第59条 博士課程(医学専攻を除く。)に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 修士の学位又は専門職学位(学位規則(昭和28年文部省令第9号)第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下この条において同じ。)を有する者

(2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
 - (7) 文部科学大臣の指定した者
 - (8) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
- 2 博士課程医学専攻に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 大学の医学、歯学又は修業年限6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程を卒業した者
 - (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位（専攻分野は、医学、歯学、薬学又は獣医学）を授与された者
 - (3) 外国において、学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者
 - (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が5年以上である課程（最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修すること

とにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者

(7) 文部科学大臣の指定した者

(8) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(9) 大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に4年以上在学し、又は外国において学校教育における医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含む16年の課程を修了し、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者

(10) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学の医学、歯学又は修業年限6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(編入学及び転入学)

第60条 学長は、他の大学院から編入学及び転入学を志願する者があるときは、研究科委員会の議を経て、相当年次に入学を許可することができる。

(進学)

第61条 学長は、本学大学院の修士課程又は専門職学位課程を修了し、引き続き博士課程に進学を志願する者については、研究科の定めるところにより選考の上、進学を許可する。

第4節 教育課程

(教育課程の編成方針)

第62条 本学大学院は、学校教育法施行規則第165条の2第1項第1号及び第2号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設するとともに、学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を^{かん}涵養するよう適切に配慮するものとする。

(準専攻及び副専攻)

第63条 第62条の規定にかかわらず、専攻横断型の準専攻及び副専攻を設けることができる。

2 準専攻及び副専攻に関する事項は、別に定める。

(授業及び研究指導)

第64条 本学大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。ただし、専門職学位課程の教育は、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他適切な方法により授業を行うなど配慮するものとする。

2 授業は、教授、准教授、講師又は助教が担当するものとする。各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の学長が別に定める者に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、当該授業科目を担当する教員以外の教員に授業の一部を分担させることができる。

3 研究指導担当教員に関する事項は、別に定める。

(授業の方法)

第64条の2 本学大学院の授業の方法は、第42条を準用する。

(履修科目の登録の上限)

第64条の3 専門職学位課程においては、学生が授業科目を適切に履修することができるようにするため、履修登録できる単位数について上限を定める。

2 前項に定める履修科目の登録の上限に関する事項については、別に定める。

(他の大学院又は外国の大学院若しくは国際連合大学における授業科目の履修等)

第65条 本学大学院が教育上有益と認めるときは、他の大学院又は外国の大学院若しくは国際連合大学（以下この条において「他の大学院等」という。）との協議に基づき、学長の許可を得て他の大学院等の授業科目を履修することができる。

2 本学大学院が教育上有益と認めるときは、学生が休学中に他の大学院等の授業科目を履修することを認めることができる。

3 前2項の規定により履修した授業科目については、15単位（専門職学位課程にあっては14単位）を超えない範囲で、本学大学院において履修したものとみなし認定することができる。

4 第1項の規定による履修期間は、在学期間に含まれるものとする。

5 他の大学院等における授業科目の履修等の取扱いに関する事項は、別に定める。

(他の大学院等又は外国の大学院等若しくは国際連合大学における研究指導)

第66条 本学大学院が教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等及び外国の大学院又は研究所等若しくは国際連合大学との協議に基づき、学長の許可を得て、必要な研究指導を受けることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

2 前項の規定による研究指導の期間は、在学期間に含まれるものとする。

3 他の大学院等又は外国の大学院等若しくは国際連合大学における研究指導等の取扱いに関する事項は、別に定める。

(単位の計算方法)

第67条 単位の計算方法については、第41条の規定を準用する。

(単位の授与及び成績の評価)

第68条 授業科目を履修した者に対しては、試験又は研究報告等により学修の成果を評価して、所定の単位を与える。

2 成績の評価は、第46条の規定を準用する。

(教育方法の特例)

第69条 本学大学院において教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において、授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育を行うことができる。

(授業科目、履修方法等及び成績評価基準等の明示)

第70条 本学大学院の授業科目及び研究指導の内容並びに履修方法は、研究科において定めるものとする。

2 前項で定めた事項は、1年間の授業及び研究指導の計画を含めて学生にあらかじめ明示するものとする。

3 学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対しその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

(組織的な研修等)

第71条 本学大学院は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

- 2 本学大学院研究科各専攻は、学生に対する教育の充実を図るため、当該専攻の授業及び研究指導の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第72条 本学大学院が教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学大学院に入学した後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなし、認定することができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなし認定することのできる単位数は、編入学、転入学の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、15単位を超えない範囲で修了要件に算入することができるものとする。ただし、第65条の規定により認定する単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

第5節 課程の修了及び学位の授与

(課程の修了要件)

第73条 課程（専門職学位課程を除く。）の修了要件は、当該課程に第56条に定める標準修業年限以上在学し、第70条に定める授業科目について研究科が定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、第56条の規定にかかわらず、1年（医学専攻においては3年）以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、学位論文の審査に代えて、特定の課題についての研究の成果の審査とすることができる。
- 3 前条の規定により、修士課程又は博士課程（医学専攻に限る。）に入学する前に修得した単位を本学大学院において修得したとみなす場合であって、当該単位の修得により教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本学大学院が定める期間、当該課程に在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程においては、少なくとも1年以上在学するものとする。
- 4 第1項ただし書の規定にかかわらず、修士課程又は専門職学位課程を修了した者の博士課程（医学専攻を除く。）の在学期間については、当該課程の在学期間と通算して3年以上を要するものとする。
- 5 専門職学位課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、第70条に定める授業科目

について研究科が定める単位を修得することとする。

第74条 削除

第75条 削除

(学位の授与)

第76条 本学大学院の課程を修了した者には、修士、教職修士（専門職）又は博士の学位を授与する。

2 学位の授与は、高知大学学位規則の定めるところによる。

第5章 検定料、入学料及び授業料

(検定料、入学料及び授業料)

第77条 検定料、入学料及び授業料の額並びに徴収方法に関し必要な事項は、別に定める。

(検定料及び入学料の不徴収)

第77条の2 本学大学院の修士課程又は専門職学位課程を修了し、引き続き本学大学院の博士課程に入学を志願する者に係る検定料及び入学する者に係る入学料は、徴収しない。

2 前項に該当する者のほか、本学大学院の博士課程に入学を志願する者のうち、学長が別に定める者に係る検定料は、徴収しない。

3 第1項に該当する者のほか、本学大学院の博士課程に入学する者のうち、学長が別に定める者に係る入学料は、徴収しない。

(休学及び復学の場合における授業料)

第78条 休学を許可され、又は命ぜられた者の休学中の授業料は、月割計算により休学当月の翌月（ただし、月の初日から休学を許可された場合は、休学当月）から復学当月の前月までに相当する額を免除する。

2 休学中の者が第1学期又は第2学期の中途において復学した場合の授業料の額は、月割計算により復学当月から次の徴収期の前月までの授業料を復学した月に納付しなければならない。

(退学者、除籍者及び停学者の授業料)

第79条 学生が退学し、除籍され、又は退学、停学を命ぜられたときも、授業料は、別に定めのある場合のほか、その期の分を徴収する。

(入学料等の免除及び徴収猶予)

第80条 学長は、経済的理由等によって納付が困難であると認められるとき、その他やむを得ない事情があると認めるときは、別に定めるところにより、入学料の免除又は徴収猶予を行うことがある。

2 学長は、経済的理由によって納付が困難と認められ、かつ、学業優秀と認めるとき、又は休学その他やむを得ない事情があると認めるときは、別に定めるところにより、授業料の免除又は徴収猶予を行うことがある。

3 学長は、学業等成績が特に優れていると認めるときは、別に定めるところにより、授業料の免除を行うことがある。

(既納の検定料等の取扱い)

第81条 既納の検定料、入学料及び授業料は、返還しない。ただし、検定料及び授業料の返還に関する特例については、別に定める。

第6章 寄宿舍、学生会館及び国際交流会館

(寄宿舍)

第82条 本学に、次の寄宿舍を設置する。

南溟寮 高知市朝倉 男子寮

日章寮 南国市物部 男子寮

かつら寮 高知市曙町 女子寮

ときわ寮 高知市朝倉 女子寮

留学生寄宿舍 南国市物部 世帯用

2 寄宿舍の管理運営等に関し必要な事項は、別に定める。

3 寄宿料の額、徴収方法及び寄宿料免除に関し必要な事項は、別に定める。

(学生会館)

第83条 本学に、学生会館を設置する。

2 学生会館の管理運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(国際交流会館)

第84条 本学に、国際交流会館を設置する。

2 国際交流会館の管理運営等に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 特別の課程

(特別の課程)

第84条の2 本学（本学大学院を含む。）は、学校教育法第105条及び学校教育法施行規則第164条の定めるところにより、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程（以下「履修証明プログラム」という。）を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

2 履修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

第8章 雑 則

(その他)

第85条 この学則の改廃は、国立大学法人高知大学役員会（以下「役員会」という。）の議を経て行う。

2 前項の役員会の審議に先立ち、国立大学法人高知大学教育研究評議会において審議を行うものとする。

附 則

1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

2 高知大学学則（平成16年規則第133号）及び高知大学大学院学則（平成16年規則第310号）（この項において「学則等」という。）は、廃止する。ただし、平成19年度以前の入学生が在学する間は、学則等は存続するものとする。

3 第5条第2項に定める収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成20年度から平成22年度までは、次のとおりとする。

研 究 科	課 程	専 攻	平成20年度	平成21年度	平成22年度
総 合 人 間 自 然 科 学 研 究 科	修士課程	人文社会科学	10	20	20
		教育学	30	60	60
		理学	75	150	150
		医科学	15	30	30
		看護学	12	24	24
		農学	59	118	118
		計	201	402	402
	博士課程	応用自然科学	6	12	18
		医学	30	60	90
		黒潮圏総合科学	6	12	18
		計	42	84	126
総 計			243	486	528

4 人文社会科学研究科、教育学研究科、理学研究科、医学系研究科、農学研究科及び黒潮圏海洋科学研究科は、第5条第2項の規定にかかわらず、平成20年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

5 前項の規定により存続する研究科において、当該研究科に在学する者が取得できる教育職員免許状の種類及び教科は、この規則による改正後の別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成20年12月10日規則第51号）

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年2月24日規則第56号）

1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 33 条の改正規定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

2 別表第 1 に定める医学部及び合計の項の入学定員に、平成21年度から平成29年度まで、次に定める定員を加えるものとする。

学 部	学科・課程	入学定員
医学部	医学科	5
	看護学科	
	計	5
合 計		5

3 別表第 1 に定める医学部及び合計の項の入学定員に、平成 22 年度から平成 31 年度まで、次に定める定員を加えるものとする。

学 部	学科・課程	入学定員
医学部	医学科	7
	看護学科	
	計	7
合 計		7

4 別表第 1 に定める医学部及び合計の項の入学定員に、平成 23 年度から平成 31 年度まで、次に定める定員を加えるものとする。

学 部	学科・課程	入学定員
医学部	医学科	3
	看護学科	
	計	3
合 計		3

5 別表第 1 に定める医学部及び合計の項の編入学定員に、平成21年度は第 3 年次編入学定員として、次に定める定員を加えるものとする。

学 部	学 科	定 員
医学部	医学科	5
	看護学科	
	計	5
合 計		5

6 別表第 1 に定める医学部及び合計の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成21年度から平成36年度までは、次のとおりとする。

学 部	学 科・課 程	収 容 定 員			
		平成 21 年 度	平成 22 年 度	平成 23 年 度	平成 24 年 度

医 学 部	医学科	550	567	587	607
	第2年次編入学	5	10	15	20
	第3年次編入学	20	15	10	5
	小計	575	592	612	632
	看護学科	240	240	240	240
	第3年次編入学	20	20	20	20
	小計	260	260	260	260
	計	835	852	872	892
合 計		4,495	4,512	4,532	4,552

学 部	学 科・課 程	収 容 定 員			
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
医 学 部	医学科	627	647	657	660
	第2年次編入学	25	25	25	25
	小計	652	672	682	685
	看護学科	240	240	240	240
	第3年次編入学	20	20	20	20
	小計	260	260	260	260
	計	912	932	942	945
合 計		4,572	4,592	4,602	4,605

学 部	学 科・課 程	収 容 定 員			
		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
医 学 部	医学科	660	655	650	635
	第2年次編入学	25	25	25	25
	小計	685	680	675	660
	看護学科	240	240	240	240
	第3年次編入学	20	20	20	20
	小計	260	260	260	260
	計	945	940	935	920
合 計		4,605	4,600	4,595	4,580

学 部	学 科・課 程	収 容 定 員			
		平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度
医 学 部	医学科	620	605	590	580
	第2年次編入学	25	25	25	25
	小計	645	630	615	605
	看護学科	240	240	240	240
	第3年次編入学	20	20	20	20
	小計	260	260	260	260
	計	905	890	875	865

合 計	4,565	4,550	4,535	4,525
-----	-------	-------	-------	-------

7 改正後の別表第3（第18条関係）の規定にかかわらず、平成20年度以前の入学生は、なお従前の例による。

附 則（平成22年1月27日規則第47号）

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月25日規則第22号）

1 この学則は、平成22年6月25日から施行する。

2 第77条の2の規定は、平成16年4月1日から適用する。同条の適用日における本学大学院の博士前期課程は、同条に定める本学大学院の修士課程とみなす。

附 則（平成23年1月26日規則第60号）

この学則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第68条、別表第3（第18条関係）及び別表第4（第18条関係）については、改正後の規定にかかわらず、平成22年度以前の入学生は、なお従前の例による。

附 則（平成23年1月26日規則第61号）

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月28日規則第102号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、平成23年度以前の入学生については、改正後の第35条の2、第37条及び第62条の2の規定は適用しない。

附 則（平成24年5月23日規則第12号）

この規則は、平成24年5月23日から施行する。

附 則（平成25年1月23日規則第60号）

この規則は、平成25年1月23日から施行する。

附 則（平成26年3月26日規則第108号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、この規則施行日前にした行為に対する停学期間の取扱いについては、改正後の第20条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月25日規則第154号）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 改正後の高知大学学則の規定にかかわらず、第16条、第34条、第46条、第47条、第68条及び別表第3の適用について、平成26年度以前の入学生は、なお従前の例による。

3 別表第1に定める人文学部、教育学部及び地域協働学部の平成27年度から平成29年度

までの収容定員は、改正後の同表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学部	学科・課程	収容定員		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
人文学部	人間文化学科	376	376	376
	国際社会コミュニケーション学科	332	332	332
	社会経済学科	452	432	412
	第3年次編入学 (学科共通)	20	20	20
	計	1,180	1,160	1,140
教育学部	学校教育教員養成課程	430	460	490
	生涯教育課程	210	140	70
	計	640	600	560
地域協働学部	地域協働学科	60	120	180
	計	60	120	180

附 則（平成28年1月13日規則第53号）

- この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 平成27年度以前の入学生及び編入学等によって同学生と同じ学年に入学等を許可された者については、改正後の第37条及び別表第3の適用について、なお従前の例による。
- 改正後の別表第1及び高知大学学則等の一部を改正する規則（平成27年3月25日規則第154号）附則第3項の規定にかかわらず、人文学部、人文社会科学部、理学部、農学部及び農林海洋科学部の平成28年度から平成30年度までの収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科・課程	収容定員		
		平成28年度	平成29年度	平成30年度
人文学部	人間文化学科	282	188	94
	国際社会コミュニケーション学科	249	166	83
	社会経済学科	334	216	98
	第3年次編入学 (学科共通)	20	20	10
	計	885	590	285
人文社会科学部	人文社会科学科	275	550	825
	第3年次編入学	0	0	10
	計	275	550	835

理学部	理学科	525	510	495
	応用理学科	525	510	495
	第3年次編入学 (学科共通)	20	20	20
	計	1,070	1,040	1,010
農学部	農学科	510	340	170
	計	510	340	170
農林海洋科学部	農林資源環境科学学科	90	180	270
	農芸化学科	45	90	135
	海洋資源科学学科	65	130	195
	計	200	400	600

附 則（平成28年6月10日規則第12号）

この規則は、平成28年6月10日から施行する。

附 則（平成29年2月27日規則第58号）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第33条の規定は、平成30年度以降の入学を志願する者に適用し、平成29年度の入学を志願する者については、なお従前の例による。
- 3 平成28年度以前の入学生及び編入学等によって同学生と同じ学年に入学等を許可された者については、改正後の第53条及び別表第3の適用について、なお従前の例による。
- 4 改正後の別表第1及び高知大学学則の一部を改正する規則（平成28年1月13日規則第53号）附則第3項の規定にかかわらず、理学部及び理工学部の平成29年度から平成31年度までの収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科・課程	収容定員		
		平成29年度	平成30年度	平成31年度
理学部	理学科	390	255	120
	応用理学科	390	255	120
	第3年次編入学 (学科共通)	20	20	10
	計	800	530	250
理工学部	数学物理学科 第3年次編入学	55	110	165 2
	情報科学科 第3年次編入学	30	60	90 2
	生物科学科 第3年次編入学	45	90	135 2
	化学生命理工学科 第3年次編入学	70	140	210 2
	地球環境防災	40	80	120

	学科 第3年次編入学			2
	計	240	480	730

附 則（平成30年1月18日規則第35号）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第33条の規定は、平成31年度以降の入学を志願する者に適用し、平成30年度の入学を志願する者については、なお従前の例による。
- 3 別表第1に定める医学部及び合計の項の入学定員に、平成30年度から平成31年度まで、次に定める定員を加えるものとする。

学部	学科・課程	入学定員
医学部	医学科	5
	小計	5
	計	5
合計		5

- 4 改正後の別表第1及び高知大学学則の一部を改正する規則（平成21年2月24日規則第56号）附則第6項の規定にかかわらず、医学部及び合計の平成30年度から平成36年度までの収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科・課程	収容定員			
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
医学部	医学科	660	660	645	630
	第2年次編入学	25	25	25	25
	小計	685	685	670	655
	看護学科	240	240	240	240
	第3年次編入学	20	20	20	20
	小計	260	260	260	260
計		945	945	930	915
合計		4,605	4,605	4,590	4,575

学部	学科・課程	収容定員		
		平成34年度	平成35年度	平成36年度
医学部	医学科	615	600	585
	第2年次編入学	25	25	25
	小計	640	625	610
	看護学科	240	240	240
	第3年次編入学	20	20	20
	小計	260	260	260
計		900	885	870
合計		4,560	4,545	4,530

- 5 改正後の別表第2の規定にかかわらず、修士課程、専門職学位課程及び合計の平成30年度の収容定員は、次のとおりとする。

課程	専攻	収容定員
		平成30年度
修士課程	人文社会科学専攻	20
	教育学専攻	42
	理学専攻	150
	医科学専攻	30
	看護学専攻	24
	農学専攻	118
	計	384
専門職学位課程	教職実践高度化専攻	15
	計	15
合計		555

- 6 平成29年度以前の入学生及び編入学等によって同学生と同じ学年に入学等を許可された者については、改正後の別表第4の適用について、なお従前の例による。

附 則（平成31年1月16日規則第55号）

- この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 平成30年度以前に入学した地域協働学部の学生及び編入学等によって同学生と同じ学年に入学等を許可された地域協働学部の学生に係る授業科目の科目区分については、なお従前の例による。
- 教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成28年法律第87号）及び教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第41号）の規定により、これらの規定による改正前の教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）の規定により教育職員免許状授与の所要資格を得ることができるとされる者に係る本学において取得できる教育職員免許状の種類及び教科等については、なお従前の例による。

附 則（令和2年1月27日規則第52号）

- この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 別表第1に定める医学部及び合計の項の入学定員に、令和2年度から令和3年度まで、次に定める定員を加えるものとする。

学部	学科・課程	入学定員
医学部	医学科	15
	小計	15
	計	15
合計		15

- 改正後の別表第1及び高知大学学則の一部を改正する規則（平成30年1月18日規則第

35号) 附則第4項の規定にかかわらず、医学部及び合計の令和2年度から令和8年度までの収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科・課程	収容定員			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医学部	医学科	660	660	645	630
	第2年次編入学	25	25	25	25
	小計	685	685	670	655
	看護学科	240	240	240	240
	第3年次編入学	20	20	20	20
	小計	260	260	260	260
計		945	945	930	915
合計		4,605	4,605	4,590	4,575

学部	学科・課程	収容定員		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
医学部	医学科	615	600	585
	第2年次編入学	25	25	25
	小計	640	625	610
	看護学科	240	240	240
	第3年次編入学	20	20	20
	小計	260	260	260
計		900	885	870
合計		4,560	4,545	4,530

4 改正後の別表第2の規定にかかわらず、修士課程及び合計の令和2年度の収容定員は、次のとおりとする。

課程	専攻	収容定員
		令和2年度
修士課程	人文社会科学専攻	18
	教育学専攻	24
	理学専攻	75
	理工学専攻	55
	医科学専攻	30
	看護学専攻	24
	農学専攻	59
	農林海洋科学専攻	55
	地域協働学専攻	3
	計	343
合計		529

5 令和元年度以前の入学生及び編入学等によって同学生と同じ学年に入学等を許可された者については、改正後の別表第4の適用について、なお従前の例による。

附 則 (令和3年1月22日規則第27号)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度以前の入学生及び編入学等によって同学年と同じ学年に入学等を許可された者については、改正後の別表第3の適用について、なお従前の例による。

附 則（令和4年2月9日規則第55号）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度以前の入学生及び編入学等によって同学生と同じ学年に入学等を許可された者については、改正後の別表第4の適用について、なお従前の例による。
- 3 別表第1に定める医学部及び合計の項の入学定員に、令和4年度は次に定める定員を加えるものとする。

学部	学科・課程	入学定員
医学部	医学科	15
	小計	15
	計	15
合計		15

- 4 改正後の別表第1及び高知大学学則の一部を改正する規則（令和2年1月27日規則第52号）附則第3項の規定にかかわらず、医学部及び合計の令和4年度から令和9年度までの収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科・課程	収容定員			
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
医学部	医学科	660	645	630	615
	第2年次編入学	25	25	25	25
	小計	685	670	655	640
	看護学科	240	240	240	240
	第3年次編入学	20	20	20	20
	小計	260	260	260	260
計		945	930	915	900
合計		4,605	4,590	4,575	4,560

学部	学科・課程	収容定員	
		令和8年度	令和9年度
医学部	医学科	600	585
	第2年次編入学	25	25
	小計	625	610
	看護学科	240	240
	第3年次編入学	20	20
	小計	260	260
計		885	870
合計		4,545	4,530

- 5 改正後の別表第2の規定にかかわらず、修士課程、専門職学位課程、博士課程及び合

計の令和4年度から令和5年度までの収容定員は、次のとおりとする。

課程	専攻	収容定員	
		令和4年度	令和5年度
修士課程	人文社会科学専攻	16	16
	教育学専攻	12	0
	理工学専攻	110	110
	医科学専攻	30	30
	看護学専攻	24	24
	農林海洋科学専攻	110	110
	地域協働学専攻	6	6
	計	308	296
専門職学位課程	教職実践高度化専攻	15	0
	教職実践高度化専攻	15	30
	計	30	30
博士課程	応用自然科学専攻	12	6
	応用自然科学専攻	6	12
	医学専攻	120	120
	黒潮圏総合科学専攻	18	18
	計	156	156
合計		494	482

附 則（令和4年9月29日規則第40号）

この規則は、令和4年9月29日から施行する。

附 則（令和5年1月31日規則第71号）

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 令和4年度以前の入学生及び編入学等によって同学年と同じ学年に入学等を許可された者については、改正後の別表第3の適用について、なお従前の例による。
- 改正後の別表第1の規定にかかわらず、人文社会科学部、改組前の農林海洋科学部及び改組後の農林海洋科学部の令和5年度から令和7年度までの収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科・課程	収容定員		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度
人文社会科学部	人文社会科学科	1,100	1,100	1,100
	第3年次編入学	18	16	16
	計	1,118	1,116	1,116
農林海洋科学部	農林資源環境科学科	270	180	90
	農芸化学科	135	90	45

	海洋資源科学科	195	130	65
	計	600	400	200
農林海洋 科学部	農林資源科学科 第3年次編入学	135 2	270 4	405 4
	小計	137	274	409
	海洋資源科学科	65	130	195
	計	332	404	604

- 4 別表第1に定める医学部及び合計の項の入学定員に、令和5年度は次に定める定員を加えるものとする。

学部	学科・課程	入学定員
医学部	医学科	15
	小計	15
	計	15
合計		15

- 5 改正後の別表第1及び高知大学学則の一部を改正する規則（令和4年2月9日規則第55号）附則第4項の規定にかかわらず、医学部及び合計の令和5年度から令和10年度までの収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科・課程	収容定員			
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医学部	医学科	660	645	630	615
	第2年次編入学	25	25	25	25
	小計	685	670	655	640
	看護学科	240	240	240	240
	第3年次編入学	20	20	20	20
	小計	260	260	260	260
合計		945	930	915	900
合計		4,605	4,590	4,575	4,560

学部	学科・課程	収容定員	
		令和9年度	令和10年度
医学部	医学科	600	585
	第2年次編入学	25	25
	小計	625	610
	看護学科	240	240
	第3年次編入学	20	20
	小計	260	260
合計		885	870
合計		4,545	4,530

附 則（令和6年1月29日規則第45号）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

- 2 令和5年度以前の入学生及び編入学等によって同学生と同じ学年に入学等を許可された者については、第37条第4項及び第64条に係る改正を除き、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第2の規定にかかわらず、修士課程及び合計の令和6年度の収容定員は、次のとおりとする。

課程	専攻	収容定員
		令和6年度
修士課程	人文社会科学専攻	16
	理工学専攻	110
	医科学専攻	30
	看護学専攻	24
	農林海洋科学専攻	110
	地域協働学専攻	6
	スポーツ・芸術文化共創専攻	6
	計	302
合計		488

- 4 別表第1に定める医学部及び合計の項の入学定員に、令和6年度は次に定める定員を加えるものとする。

学部	学科・課程	入学定員
医学部	医学科	15
	小計	15
	計	15
合計		15

- 5 改正後の別表第1及び高知大学学則の一部を改正する規則（令和5年1月31日規則第71号）附則第5項の規定にかかわらず、医学部及び合計の令和6年度から令和11年度までの収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科・課程	収容定員			
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
医学部	医学科	660	645	630	615
	第2年次編入学	25	25	25	25
	小計	685	670	655	640
	看護学科	240	240	240	240
	第3年次編入学	20	20	20	20
	小計	260	260	260	260
計		945	930	915	900
合計		4,605	4,590	4,575	4,560

学部	学科・課程	収容定員	
		令和10年度	令和11年度

医学部	医学科 第2年次編入学	600 25	585 25
	小計	625	610
	看護学科 第3年次編入学	240 20	240 20
	小計	260	260
	計	885	870
合計		4,545	4,530

附 則（令和7年1月23日規則第58号）

- この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 別表第1に定める医学部及び合計の項の入学定員に、令和7年度は次に定める定員を加えるものとする。

学部	学科・課程	入学定員
医学部	医学科	14
	小計	14
	計	14
合計		14

- 改正後の別表第1並びに高知大学学則の一部を改正する規則（令和5年1月31日規則第71号）附則第3項及び高知大学学則の一部を改正する規則（令和6年1月29日規則第45号）附則第5項の規定にかかわらず、学部及び合計の令和7年度から令和12年度までの収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科・課程	収容定員			
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
人文社会科学部	人文社会科学学科 第3年次編入学	1,100 10	1,100 4	1,100 4	1,100 4
	計	1,110	1,104	1,104	1,104
教育学部	学校教育教員養成課程	520	520	520	520
	計	520	520	520	520
理工学部	数学物理学科 第3年次編入学	220 4	220 4	220 4	220 4
	情報科学学科 第3年次編入学	120 14	120 24	120 24	120 24
	生物科学学科 第3年次編入学	180 4	180 4	180 4	180 4
	化学生命理工学科 第3年次編入学	280 4	280 4	280 4	280 4
	地球環境防災学科 第3年次編入学	160 4	160 4	160 4	160 4
	計	990	1,000	1,000	1,000
医学部	医学科 第2年次編入学	659 25	644 25	629 25	614 25

	小計	684	669	654	639
	看護学科 第3年次編入学	240 12	240 4	240 4	240 4
	小計	252	244	244	244
	計	936	913	898	883
農 林 海 洋 科学部	農林資源環境科学科	90			
	農芸化学科	45			
	海洋資源科学科	65			
	計	200			
農 林 海 洋 科学部	農林資源科学科 第3年次編入学	410 4	550 4	555 4	560 4
	小計	414	554	559	564
	海洋資源科学科	195	260	260	260
	計	609	814	819	824
地 域 協 働 学部	地域協働学科	240	240	240	240
	計	240	240	240	240
合計		4,605	4,591	4,581	4,571

学部	学科・課程	収容定員	
		令和11年度	令和12年度
人文社会科学部	人文社会科学科 第3年次編入学	1,100 4	1,100 4
	計	1,104	1,104
教育学部	学校教育教員養成課程	520	520
	計	520	520
理工学部	数学物理学科 第3年次編入学	220 4	220 4
	情報科学科 第3年次編入学	120 24	120 24
	生物科学科 第3年次編入学	180 4	180 4
	化学生命理工学科 第3年次編入学	280 4	280 4
	地球環境防災学科 第3年次編入学	160 4	160 4
	計	1,000	1,000
医学部	医学科 第2年次編入学	599 25	584 25
	小計	624	609
	看護学科 第3年次編入学	240 4	240 4
	小計	244	244
	計	868	853
農林海洋科学部	農林資源環境科学科		
	農芸化学科		

農林海洋科学部	海洋資源科学科		
	計		
	農林資源科学科 第3年次編入学	560 4	560 4
	小計	564	564
	海洋資源科学科	260	260
地域協働学部	計	824	824
	地域協働学科	240	240
	計	240	240
合計		4,556	4,541

- 4 改正後の別表第2の規定にかかわらず、修士課程及び合計の令和7年度の収容定員は、次のとおりとする。

課程	専攻	収容定員
		令和7年度
修士課程	人文社会科学専攻	16
	理工学専攻	115
	医科学専攻	30
	看護学専攻	24
	農林海洋科学専攻	110
	地域協働学専攻	6
	スポーツ・芸術文化 共創専攻	12
	計	313
合計		499

附 則（令和7年3月31日規則第130号）

- この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 高知大学土佐さきがけプログラム規則（平成23年規則第104号）、高知大学土佐さきがけプログラム運営委員会規則（平成23年規則第105号）、高知大学土佐さきがけプログラムコース実施委員会規則（平成23年規則第106号）、高知大学土佐さきがけプログラムグリーンサイエンス人材育成コース履修規則（平成23年規則第114号）、高知大学土佐さきがけプログラム国際人材育成コース履修規則（平成23年規則第115号）、高知大学土佐さきがけプログラムスポーツ人材育成コース履修規則（平成23年規則第116号）及び高知大学土佐さきがけプログラム生命・環境人材育成コース履修規則（平成24年規則第58号）は廃止する。

附 則（令和8年1月28日規則第58号）

- この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 別表第1に定める医学部及び合計の項の入学定員に、令和8年度は次に定める定員を加えるものとする。

学部	学科・課程	入学定員
医学部	医学科	14
	小計	14
	計	14
合計		14

- 3 改正後の別表第1及び高知大学学則の一部を改正する規則（令和7年1月23日規則第58号）附則第3項の規定にかかわらず、医学部及び合計の令和8年度から令和13年度までの収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科・課程	収容定員			
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
医学部	医学科	658	643	628	613
	第2年次編入学	25	25	25	25
	小計	683	668	653	638
	看護学科	240	240	240	240
	第3年次編入学	4	4	4	4
	小計	244	244	244	244
計		927	912	897	882
合計		4,605	4,595	4,585	4,570

学部	学科・課程	収容定員	
		令和12年度	令和13年度
医学部	医学科	598	584
	第2年次編入学	25	25
	小計	623	609
	看護学科	240	240
	第3年次編入学	4	4
	小計	244	244
計		867	853
合計		4,555	4,541

附 則（平成 年 月 日規則第 号）

- 1 この規則は、令和9年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1及び高知大学学則の一部を改正する規則（令和8年1月28日規則第58号）附則第3項の規定にかかわらず、医学部、地域協働学部及び合計の令和9年度から令和13年度までの収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科・課程	収容定員		
		令和9年度	令和10年度	令和11年度
医学部	医学科	643	628	613
	第1年次編入学	4	8	12
	第2年次編入学	20	15	10
	小計	667	651	635
	看護学科	240	240	240

	第3年次編入学	4	4	4
	小計	244	244	244
	計	911	895	879
地域協働学部	地域協働学科	90	60	30
	パブリックイノベーション学科	30	60	90
	計	240	240	240
合計		4,594	4,583	4,567

学部	学科・課程	収容定員	
		令和12年度	令和13年度
医学部	医学科	598	584
	第1年次編入学	16	20
	第2年次編入学	5	
	小計	619	604
	看護学科	240	240
	第3年次編入学	4	4
	小計	244	244
	計	863	848
合計		4,551	4,536

- 3 改正後の別表第2の規定にかかわらず、修士課程及び合計の令和9年度の収容定員は、次のとおりとする。

課程	専攻	収容定員
		令和9年度
修士課程	人文社会科学専攻	16
	理工学専攻	130
	医科学専攻	30
	看護学専攻	24
	農林海洋科学専攻	110
	地域協働学専攻	6
	スポーツ・芸術文化共創専攻	12
	計	328
合計		514

別表第1（第5条関係）

学 部	学科・課程	入学定員	第1年次 編入学定員	第3年次 編入学定員	収容 定員
人文社会科学部	人文社会科学科 第3年次編入学	275		2	1,100 4
	計	275		2	1,104
教育学部	学校教育教員養成課程	130			520
	計	130			520
理工学部	数学物理学科 第3年次編入学	55		2	220 4
	情報科学科 第3年次編入学	30		12	120 24
	生物科学科 第3年次編入学	45		2	180 4
	化学生命理工学科 第3年次編入学	70		2	280 4
	地球環境防災学科 第3年次編入学	40		2	160 4
	計	240		20	1,000
医学部	医学科 第1年次編入学	95	4		570 24
	小計	95	4		594
	看護学科 第3年次編入学	60		2	240 4
	小計	60		2	244
	計	155	4	2	838
農林海洋 科学部	農林資源科学科 第3年次編入学	140		2	560 4
	小計	140		2	564
	海洋資源科学科	65			260
	計	205		2	824
地域協働 学部	地域協働学科	30			120
	パブリックイノベーション学科	30			120
	計	60			240
合 計		1,065	4	26	4,526

別表第2（第5条関係）

研 究 科	課 程	専 攻	入学定員	収容定員
総合人間自然科学 研究科	修士課程	人文社会科学専攻	8	16
		理工学専攻	70	140

		医科学専攻	15	30
		看護学専攻	12	24
		農林海洋科学専攻	55	110
		地域協働学専攻	3	6
		スポーツ・芸術文化 共創専攻	6	12
		計	169	338
	専門職学位課程	教職実践高度化専攻	15	30
		計	15	30
	博士課程	応用自然科学専攻	6	18
		医学専攻	30	120
		黒潮圏総合科学専攻	6	18
		計	42	156
	合 計		226	524

理工学専攻の入学定員には、同専攻の情報科学・データサイエンス・D X教育プログラム（募集人員 25 名）の入学者を含む。

別表第 3（第 18 条関係）

学 部	学 科・課 程	取 得 で き る 免 許 状	
		種 類	教 科 等
人文社会科学部	人文社会科学科	中学校教諭一種免許状	国語 社会 英語
		高等学校教諭一種免許状	国語 地理歴史 公民 商業 英語
教育学部	学校教育教員養成課程	幼稚園教諭一種免許状	
		小学校教諭一種免許状	
		中学校教諭一種免許状	国語 社会 数学 理科 音楽 美術 保健体育 技術 家庭 英語
		高等学校教諭一種免許状	国語 地理歴史 公民 数学 理科 音楽 美術 保健体育 家庭 情報 英語
		特別支援学校教諭一種免許状	知的障害者 肢体不自由者 病弱者
理工学部	数学物理学科	中学校教諭一種免許状	数学 理科
		高等学校教諭一種免許状	数学 理科
	情報科学科	高等学校教諭一種免許状	情報
	生物科学科	中学校教諭一種免許状	理科

	化学生命理工学科	高等学校教諭一種免許状	理科
		中学校教諭一種免許状	理科
		高等学校教諭一種免許状	理科
	地球環境防災学科	中学校教諭一種免許状	理科
		高等学校教諭一種免許状	理科
医学部	看護学科	養護教諭一種免許状	
農林海洋科学部	農林資源科学科	中学校教諭一種免許状	理科
		高等学校教諭一種免許状	理科 農業
	海洋資源科学科	中学校教諭一種免許状	理科
		高等学校教諭一種免許状	理科 水産

別表第4（第18条関係）

研究科	課程	専攻	取得できる免許状	
			種類	教科等
総合人間自然科学研究科	修士課程	人文社会科学専攻	中学校教諭専修免許状	国語 社会 英語
			高等学校教諭専修免許状	国語 地理歴史 公民 商業 英語
		理工学専攻	中学校教諭専修免許状	数学 理科
			高等学校教諭専修免許状	数学 理科 情報
		看護学専攻	高等学校教諭専修免許状	看護
			養護教諭専修免許状	
		農林海洋科学専攻	中学校教諭専修免許状	理科
			高等学校教諭専修免許状	理科 農業 水産
	専門職学位課程	教職実践高度化専攻	幼稚園教諭専修免許状	
			小学校教諭専修免許状	
			中学校教諭専修免許状	国語 社会 数学 理科 音楽 美術 保健体育 保健 技術 家庭 職業 職業指導 英語 宗教
			高等学校教諭専修免許状	国語 地理歴史 公民 数学 理科 音楽 美術 工芸 書道 保健体育 保健 看護 家庭 情報 農業 工業 商業 水産 福祉 商船 職業指導 英語 宗教
			特別支援学校教諭専修免許状	知的障害者 肢体不自由者 病弱者

高知大学地域協働学部教授会規則

平成27年3月25日

規則第144号

最終改正 令和7年2月21日規則第65号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知大学教授会規則（以下「教授会規則」という。）第8条の規定に基づき、地域協働学部教授会（以下「教授会」という。）に関し必要な事項を定める。

(教授会の組織)

第2条 教授会規則第3条第1項の定めるところにより、教授会は、地域協働学部（以下「学部」という。）に基幹教員として配置することとされた教授、准教授、講師及び助教（以下「教授等」という。）並びに総合人間自然科学研究科専門職学位課程教職実践高度化専攻に専任教員として配置することとされた教授等並びに保健管理センター、学内共同教育研究施設、全国共同利用施設及び機構に基幹教員として配置することとされた教授等のうち、学部に兼任担当として配置することとされた教授等をもって組織する。

2 前項の教授会構成員に関しては、別に定める。

(議長及び教授会の開催)

第3条 教授会に議長を置き、地域協働学部長をもって充てる。

2 議長は、教授会を主宰する。

3 議長に事故あるとき、又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長の指名する者がこれを代行する。

4 教授会は、原則として月1回開催するものとする。ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。

5 教授会構成員の5分の1以上の者が、議題とその理由を示して教授会の開催を求めた場合は、議長は、これを開催しなければならない。

6 会議は、構成員の3分の2以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

7 長期出張、休職及び病気休暇等の事由により1か月以上不在の者は、構成員の員数に含まない。

(構成員以外の者の出席)

第4条 教授会が必要と認めるときは、構成員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(教授会の審議事項)

第5条 教授会は、教授会規則第5条第1項第1号に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学生の退学、転学、留学、休学、復学及び再入学、並びにその他学生の身分に関する事項
- (2) 学部内の教育に関する予算、教育施設、教育設備の管理に関する事項
- (3) 学部の教育組織に関する基本的事項
- (4) 各種委員等の選出に関する事項
- (5) 教員配置の要請に関する事項
- (6) その他学部の組織及び教育に関する事項

(議題の提出)

第6条 教授会構成員は、事前又は当日に複数人の賛同を得て議題を提出することができる。

(議題の通知)

第7条 議長は、教授会の議題をあらかじめ通知しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、議題を当日に追加することができる。

(運営会議)

第8条 教授会は、学部の教育や管理運営の重要事項に関し意見を聴くため、高知大学地域協働学部運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

- 2 運営会議は、教授会から付託された事項について審議する。
- 3 運営会議に関する必要な事項は、別に定める。

(委員会等への委任)

第9条 教授会は、教授会の所轄する事項を、教授会の議に基づいて設置した委員会に委任することができる。

- 2 設置する委員会の規則等は、別に定める。

(議事の決定)

第10条 教授会の議決が必要な場合には、出席する構成員の過半数の賛成を得なければならない。ただし、可否同数の場合は、議長がこれを決するものとする。

(議事要録)

第11条 教授会は、議事要録（配布資料を含む。）を作成し、保管するものとする。

- 2 学部長は、議事要録の確認を行う。
- 3 教授会構成員は、議事要録を閲覧することができる。

(庶務)

第12条 教授会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月11日規則第6号）

この規則は、平成30年4月11日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和7年2月21日規則第65号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。